

名古屋港管理組合公共測量作業規程

(平成21年10月30日付け、国国地第584号にて承認)

名古屋港管理組合公共測量作業規程は、作業規程の準則（平成20年国土交通省告示第413号全部改正、平成23年国土交通省告示第334号一部改正、平成25年国土交通省告示第286号一部改正、平成28年国土交通省告示第565号一部改正、令和2年国土交通省告示第461号一部改正、令和5年国土交通省告示第250号一部改正）を準用する。

この場合において、準則の第1条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、「第34条」とあるのは「第33条第1項」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の下に「名古屋港管理組合が行う」を加える。

第2条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第3条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、第5条第3項第二号中「準則」とあるのは「規程」と、第7条中「準則」とあるのは「規程」と、第8条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、第17条第1項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第2項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「平成20年4月1日」とあるのは「承認日」と、それぞれ読み替えるものとする。